

# 東北ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアルについて

## 1. 運営マニュアルの目的

- 災害廃棄物対策東北ブロック行動計画に規定する災害が、東北ブロック内で発生した時の災害廃棄物処理対応の連携体制について手順等を整理したもの
- 災害廃棄物対策東北ブロック協議会を中心とし、自主的な支援体制の構築を目指す。

## 2. 支援チームの活動方針

- 被災自治体の災害廃棄物担当部局が、民間事業者への委託等、各種人的支援等を受けながらも、災害廃棄物処理に係る事務を進められるように支援を行う。
- 業務進捗と状況変化等を同一自治体に派遣される支援チーム内で引継ぎ、被災自治体と十分な意思疎通を図りながら一貫した支援を行う。

## 3. 平時の体制

- 平時から発災時の支援チーム設置に係る連絡窓口情報の共有を行う。

表 1 災害時における連絡窓口情報の項目

様式記入主体	共有する情報の内容	備考
県 市町村	住所	
	アクセス方法	
	担当課	
	担当者名	※優先順位をつけて3名程度共有
	電話（課代表）	※優先順位をつけて3つ程度共有
	FAX	同上
	メールアドレス	同上
	防災無線	任意
	衛星電話	任意
	緊急時連絡先（携帯番号等）	任意であるが緊急時用のため、可能な限り登録する（公用、私用は問わない）

## 4. 支援チームの設置

- 支援チーム設置に関する情報や判断要件の適否を総合的に判断して、県及び市町村と協議の上、支援チームを設置するものとする。
- 支援チーム設置は、被災自治体からの要請、同一県内で複数の市町村の被災、被災自治体の組織体制が脆弱等により設置の要否を判断する。

## 5. 支援チームの活動

- 仮置場・不法投棄現場の状況確認及び支援
- 仮置場の管理及び支援
- 収集運搬支援
- 窓口対応支援
- 小規模被災自治体における受援体制構築の支援
- 被災県で処理できない廃棄物の受け入れ調整支援
- その他（関係会議出席、日報作成、災害報告書作成支援等）

## 支援チーム派遣にかかる経費等の取り扱い

- 派遣者の事故などに関する補償対応は、原則、派遣する県及び市町村が行う。
- 支援に赴く際及び現地での移動手段、宿泊、食事の手配に係る経費は、派遣する県及び市町村が措置する。
- 支援の各自治体は、被災地応援経費に対し特別交付税措置について検討する。